

# 小型移動式クレーン運転技能講習

(つり上げ荷重1トン以上5トン未満)

## 開催ご案内

静岡労働局長登録教習機関  
(第2-15号 有効期間満了日 令和6年3月30日)

主催 建設業労働災害防止協会 静岡県支部

〒420-0851 静岡市葵区黒金町11-7 大樹生命静岡駅前ビル12階

TEL (054) 255-1080 FAX (054) 272-6034

<http://www.kensaibou-shizuoka.jp>



小型移動式クレーン(つり上げ荷重1トン以上5トン未満)運転の業務は、就業制限(安衛法第61条)の対象業務となり「小型移動式クレーン運転技能講習」を修了した者でなければ、その業務に就かせることができないことになっております。

当支部では、静岡労働局長の登録を受け、実技を伴う標記の技能講習を下記の日程で開催いたしますので、該当者は多数受講くださるようご案内申し上げます。

### 記

#### 1. 講習開催日及び会場等

- 日程は、別途発行の「技能講習・特別教育・その他安全衛生教育のご案内」又は、当支部のホームページをご覧ください。
- 講習会は、午前8時55分より開催いたしますので、午前8時45分までに集合してください。
- 実技会場は、都合により変更することがありますので、会場の略図及び受講心得等は、学科受講日にお渡しします。

#### 2. 講習の科目及び時間 (Bコースの集合時間は9.その他をご覧ください)

| 区分 | 科目   | 講習時間 |
|----|--|------|
| 学科 | 小型移動式クレーンに関する知識                                  | 6時間  |
|    | 小型移動式クレーン運転技能講習に係る原動機及び電気に関する知識                  | 3時間  |
|    | 小型移動式クレーンの運転のために必要な力学に関する知識<br>(※Bコースの方は免除になります) | 3時間  |
|    | 関係法令   | 1時間  |
| 実技 | 小型移動式クレーンの運転                                     | 6時間  |
|    | 小型移動式クレーンの運転のための合図                               | 1時間  |

#### 3. 受講対象者(3日間)

Aコース 満18歳以上の者。

Bコース 満18歳以上の者で、次のいずれかに該当している者。

- クレーン、デリック、揚貨装置いずれかの運転士免許を受けた者。
- 玉掛け技能講習又は床上操作式クレーン運転技能講習を修了した者。

#### 4. 講習会費（消費税10%込み）

|      | 受講料      | テキスト代   | 昼食代              | 合計       |
|------|----------|---------|------------------|----------|
| Aコース | 33,000 円 | 1,705 円 | 2,442 円<br>(3食分) | 37,147 円 |
| Bコース | 25,300 円 | 1,705 円 | 1,628 円<br>(2食分) | 28,633 円 |

※建災防静岡県支部会員につきましては、テキスト代(1,000 円)を補助します。

#### 5. 受講申込手続

- (1) 受講申込書(A4版)及び受講票に必要事項を記入し、写真(2枚)を貼付して、予約後10日以内に建災防支部に申込書の送付及び講習会費の送金をしてください。
- (2) 写真は無帽・正面・無背景で胸から上が写っている申請日6ヶ月以内に撮影したもの。  
(※サイズは縦3cm×横2.5cmでカラーコピー等によるものは使用できません。)
- (3) 本人確認のため、イ・ロ・ハのいずれかのコピーを受講申込書に添付してください。

※お預かりした証明の写しは当支部で責任をもって管理します。

|   |                       |   |
|---|-----------------------|---|
| イ | 写真付きの公的なものいずれか1点      | 自動車運転免許証、個人番号カード(マイナンバーカード)の表面、在留カード等                               |
| ロ | 写真の無い公的なもの<br>①②より各1点 | ①住民票または国民健康保険証<br>②国民健康保険証以外の健康保険証または年金手帳                           |
| ハ | ①公的なものと②写真付きのもの各1点    | ①住民票または国民健康保険証<br>②建災防静岡県支部が発行した技能講習等修了証(写真付)または公的機関が発行した資格証明書(写真付) |

- (4) 外国人労働者の方は「在留カードに記載されている氏名」を受講申込書の氏名欄に記入していただきますので、在留カードのコピーを申込書に必ず添付してください。
- (5) 受講申込書に該当する運転士免許又は技能講習修了証のコピーを貼付してください。
- (6) 修了証に旧姓又は通称の記載をご希望の場合、氏名欄の氏名の後ろに( )付でご記入ください。
- (7) 受講票は、講習会費納入の確認が出来次第発行します。
- (8) 定員の都合により希望日に受講できない場合があります。又、受講希望者が少ない場合には講習を開催できない場合もありますので、予めご了承ください。
- (9) やむを得ない理由により受講できなくなった場合には、指定受講日の10日前までに申し出てください。以後の取り消しについては受講料の返還はできませんのでご了承ください。

#### 6. 受講料の支払

銀行振込み又は、現金書留で送金してください。

振込みの場合は下記口座をお願いします。

三井住友信託銀行 静岡支店 普通預金 No.7519901

静岡銀行 呉服町支店 普通預金 No.1095374

注ー1 名義人は、**建設業労働災害防止協会静岡県支部(ケンセツギョウロウドウサイガイボウシキョウカインズオカケンシブ)**又は略称 建災防静岡県支部 (ケンサイボウシズオカケンシブ)

注ー2 指定の振込用紙はありませんので、銀行備え付けのものをご使用ください。

領収証は受講票と併せて送付させていただきます。

## 7. 受講時の注意

- (1) 学 科 当日は受講票・筆記用具を持参してください。
- (2) 実 技 (イ) 作業衣・保護帽・安全靴・軍手を用意し、受講票・筆記用具を持参してください。  
(ロ) 雨天に備え、カッパの用意をしてください。  
(ハ) 教官・指導員その他係員の指示に従い、不安全な行為等しないこと。

## 8. 助成金について

この講習は、人材開発支援助成金の支給対象となります。助成金の申請をされる場合は内訳の記載された領収書が必要になりますので、受講料は現金でお支払いください。

手続き方法については当支部ホームページをご覧ください。

※助成金制度に関する問合せ先 厚生労働省 静岡労働局 職業対策課(分室) 建設担当

Tel054-271-9970

## 9. そ の 他

- (1) 学科は8時55分から、実技は7時55分から受講していただきます。但しBコースの2日目は12時45分より受講していただきます。
- (2) テキストは講習当日、会場でお渡しします。
- (3) 遅刻、早退等により規定の時間数を受講しない場合には失格となり、修了試験を受けることができません。
- (4) 受講票は全講習が終了するまで汚損紛失しないようお気を付けてください。
- (5) 修了証は学科と実技の修了試験合格者に交付します。
- (6) 修了証の交付は、講習終了後3週間以内に所属事業所あてに郵送等で行います。